

## 第十一章 情報監視審査会

### 一四六 情報監視審査会に関する例

行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、情報監視審査会が設置されている。情報監視審査会の組織、権限、運営等に関する事項は、国会法に定めるもののほか、参議院情報監視審査会規程により定められている。

(注) 第百八十五回国会で成立した特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号) 附則第十条において、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。これを受けて、第百八十六回国会平成二十六年六月二十日の会議において、国会法改正案、本院規則改正案及び参議院情報監視審査会規程案が議決され、第百八十七回国会閉会后平成二十六年十二月十日(特定秘密の保護に関する法律の施行の日)の同法(平成二十六年法律第八十六号)の施行により、情報監視審査会が設置された。

第百八十九回国会平成二十七年三月二十五日の会議において、情報監視審査会委員が選任された。

参照 三〇一号

## 一四七 情報監視審査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の議決により選任する

情報監視審査会委員は、通常選挙後初めて召集される国会の召集日の午前十時現在の各会派の所属議員数の比率によりこれを各会派に割り当てる。

議院は、この割当てに基づき各会派から申し出た議員をその議決により情報監視審査会委員に選任し、議員は、任期中その任にある。

情報監視審査会委員の各会派への割当数変更については、常任委員の例による。

情報監視審査会委員の辞任は、会期中は議院においてこれを許可するが、閉会中は議長においてこれを許可する。その補欠選任については、議院の議決により行う。

また、通常選挙後初めて召集される国会において情報監視審査会委員を選任するときは、あらかじめ全情報監視審査会委員を各会派に割り当てた後、議院は、まず、改選期に当たらなかった議員の情報

監視審査会委員の辞任を許可した後、各会派の申出に基づき、その議決により全情報監視審査会委員の選任を行うのを例とする。

なお、情報監視審査会委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をする。

(注) 第百八十九回国会平成二十七年三月二十三日の議院運営委員会理事會において、情報監視審査会委員について次のとおり決定があった。

- (1) 情報監視審査会の設置目的に鑑み、情報監視審査会委員は、國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官を兼ねない。
- (2) 常任委員長、特別委員長及び調査会長は、審査を要請する側となるので、情報監視審査会委員を兼ねないものとする。また、憲法審査会会長も同様とする。

参照 一一四号、一二二号、一二二号